

一般財団法人静岡県社会福祉事業共済会における 主催・共催・協賛・後援の取扱要綱

(目的)

第1条 一般財団法人静岡県社会福祉事業共済会（以下、「共済会」という）が関与する催しにおける「主催」、「共催」、「協賛」及び「後援」の取扱いに関して必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 「主催」とは、原則として、催しの開催の主体となり、自己の責任においてその催しを開催することをいう。
- (2) 「共催」とは、共済会を含む複数の者が催しの開催の主体となり、共同でその催しを開催することをいう。企画当初から、共催団体は、その内容、運営、経費負担等について協議を行うものとする。共催団体の会員も主催団体の会員と同等の資格により当該行事に参加できるものとする。なお、開催の主体が共済会を含む複数団体であること以外には、主催と異なる点はなく、協賛又は後援に比べ、その催しへの共済会の関与の度合いが強い。
- (3) 「協賛」とは、第三者が開催の主体となる催しについて、共済会がその趣旨に賛同し、応援支援することをいう。主催団体が企画から実施まで全て責任を有するものとし、協賛団体として名義使用の承認を行うものとする。後援と同義であるが、協賛金等の費用負担を伴う場合がある。なお、後援に比べて、その催しへの共済会の関与の度合いが強い。
- (4) 「後援」とは、第三者が開催の主体となる催しについて、共済会がその趣旨に賛同し、応援支援することをいう。応援支援の内容は、原則として名義使用の承認に限る。

(基準)

第3条 共済会が催しを主催又は共催する場合には、定款第3条及び第4条の規定に則っていることを基準として、個別に判断する。

2 その他団体等が主催する講演会、シンポジウム、セミナー、行事等に関して、後援名義等の使用について承認の依頼があった場合には、次の(1)に掲げるいずれかに該当し、かつ、(2)に掲げるいずれにも該当しないことを基準として、個別に判断する。

(1) 承認することができる場合

- ア 地域における社会福祉の推進に寄与するものと認められるもの
- イ 公益性があると認められるもの
- ウ 対象となる団体は、原則として社会福祉団体及び官公庁等、又はこれらに準ずるものであるもの
- エ 共済会会員にとって有益であると認められるもの

オ 共済会の事業の目的及び内容に照らし、特に必要と認められるもの

(2) 承認できない場合

ア 営利を目的とし、特定企業の宣伝等少数の者の利益を目的とすると認められるもの

イ 運営方法が、公正でないと認められるもの

ウ 対象が極めて限定されたものと認められるもの

エ その他、共済会の業務の目的及び内容に照らし、適当でないと認められるもの

(申込)

第4条 共催・協賛又は後援を受けようとする団体等(以下「団体」という。)は、次の書類を提出し承認を得るものとする。

(1) 申込みに必要な書類

ア 共催・協賛の提案

(ア)提案書

(イ)規約又は会則等の組織、代表者、活動目的等団体を明らかにする書類

(ウ)団体の収支決算書

(エ)団体の活動を明らかにする書類

(オ)その他共済会が必要と認める書類

イ 後援の申込み

(ア)後援依頼文

(イ)事業の事業目的及び事業計画を示す書類

(ウ)事業の収支予算書

(エ)その他共済会が必要と認める書類

(決定、承認、報告)

第5条 共済会が催しを主催、共催又は協賛する場合には、企画委員会で第3条の規定に則り決定し、会長名によりその団体に対して結果を通知するものとする。

なお、事務局は理事会開催時に前回報告以降に承認された催し等を報告するものとする。

2 後援の依頼を受けた場合には、事務局が第3条の基準に則り承認の可否を判断し、会長名によりその団体に対して結果を通知するものとする。

なお、事務局は理事会開催時に前回報告以降に承認した催し等を報告するものとする。

3 後援名義等の使用を承認した場合には、その催し等の終了後に、その団体から収支報告を含むその催し等の結果の報告を受けるものとする。

(事業の中止等の届出)

第6条 後援等の承認を受けた団体は、事業を中止、又は事業内容を変更する場合には、速やかに共済会に届出なければならない。

(後援等の取消し等)

第7条 共済会は、後援等の承認後に第3条第2項第2号の規定に該当したことが認められたとき、又はその他不適当な行為があったと認められるときは、後援等を取り消すものとする。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、主催、共催、協賛及び後援の取扱いに関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。